

令和4年第23回(12月) 上越市選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和4年12月1日(木) 午前10時
- 2 場 所 上越市役所 木田第2庁舎 4階 401会議室
- 3 付議事項
 - 議案第90号 選挙人名簿の抹消について
 - 議案第91号 選挙人名簿の登録について
 - 議案第92号 各種請求を行うに必要な連署者数について
 - 議案第93号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について
 - 議案第94号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について
 - 議案第95号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について
- 4 協議事項
 - 協議1 令和4年度明るい選挙啓発ポスター・標語コンクール入賞者表彰式について
- 5 報告事項
 - 報告1 令和4年度新潟県内市選挙管理委員会連合会職員研修会の出席について
 - 報告2 令和4年度新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議の書面開催について
 - 報告3 令和4年第6回(12月)上越市議会定例会の審議日程等について
 - 報告4 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行について
 - 報告5 専決処分した内容について
- 6 その他
 - (1) 次回以降の選挙管理委員会開催等について

令和4年度 明るい選挙啓発標語コンクール 明推協会長賞
「ぼくたちも 国と関わる 第一步」 美守小学校6年 伊藤 蓮 さん

議案第 90 号 選挙人名簿の抹消について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者並びに同条第 2 号の転出者等を選挙人名簿から抹消する。

令和 4 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 11 月 1 日 から 令和 4 年 11 月 30 日 までの間の	死亡者数 A	108	120	228
	転出者数 B	157	100	257
	職権消除者数 C	0	0	0
抹消者数 (A+B+C) D		265	220	485

議案第 91 号 選挙人名簿の登録について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 19 条第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり選挙人名簿の登録を行う。

令和 4 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回定時登録日（令和 4 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,042	80,690	157,732
A 欄定時登録にかかる補正登録者数 B	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 選挙時登録における新規登録者数 C	0	0	0
C 欄選挙時登録にかかる補正登録者数 D	0	0	0
前回定時登録から今回までの間の 抹消者数 E	659	604	1,263
今回定時登録における新規登録者数 F	616	475	1,091
差引登録者数 (A+B+C+D-E+F) G	76,999	80,561	157,560

議案第 92 号 各種請求を行うに必要な連署者数について

令和 4 年 12 月 1 日現在の定時登録における選挙人名簿登録者数が確定したことにより、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）等に規定する各種請求を行うに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	選挙人名簿登録者数	157,560 人
2	選挙権を有する者の総数	50 分の 1 の数 3,152 人
3	選挙権を有する者の総数	6 分の 1 の数 26,260 人
4	選挙権を有する者の総数	3 分の 1 の数 52,520 人

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連署者数
条例の制定又は改廃請求	地方自治法第 74 条第 1 項	50 分の 1
監査請求	地方自治法第 75 条第 1 項	〃
合併協議会設置の請求	市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項	〃
合併協議会設置否決市町村に対する合併協議会設置についての投票請求	市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項	6 分の 1
議会の解散請求	地方自治法第 76 条第 1 項	3 分の 1
議員の解職請求	地方自治法第 80 条第 1 項	〃
首長の解職請求	地方自治法第 81 条第 1 項	〃
副市長等の解職請求（副市長、選挙管理委員、監査委員）	地方自治法第 86 条第 1 項	〃
教育長又は教育委員の解職請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項	〃

議案第 93 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の抹消について

上越市市民投票条例施行規則（平成 21 年規則第 11 号）第 4 条の規定により、次のとおり同条第 1 号の死亡者、同条第 2 号の国籍喪失者及び永住外国人資格喪失者、同条第 3 号の転出者、同条第 4 号の在外選挙人名簿への登録者、同条第 5 号の登録されるべきでなかった者を投票資格者名簿から抹消する。

令和 4 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分		男	女	計
令和 4 年 9 月 1 日 から 令和 4 年 11 月 30 日 までの間の	死亡者数 A	322 (0)	364 (0)	686 (0)
	国籍喪失者数 B	0	0	0
	永住外国人 資格喪失者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転出者数 D	338 (1)	242 (2)	580 (3)
	在外選挙人 名簿登録者 E	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	職権消除者数 F	0 (0)	0 (0)	0 (0)
抹消者数 (A+B+C+D+E) G	660 (1)	606 (2)	1,266 (3)	

注：表中「男」「女」「計」の()の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 94 号 市民投票条例に基づく投票資格者名簿の登録について

上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり投票資格者名簿の登録を行う。

令和 4 年 12 月 1 日現在（単位：人）

区 分	男	女	計
前回の登録日（令和 4 年 9 月 1 日） 現在の名簿登録者数 A	77,176 (134)	81,103 (413)	158,279 (547)
前回登録日から今回までの間の抹消者数 B	660 (1)	606 (2)	1,266 (3)
前回登録日から今回までの間の 補正登録者、職権回復者数 C	0 (0)	0 (0)	0 (0)
今回の新規登録者数 D	619 (3)	482 (7)	1,101 (10)
令和 4 年 12 月 1 日現在の名簿登録者数 (A-B+C+D) E	77,135 (136)	80,979 (418)	158,114 (554)

注：表中「男」「女」「計」の（ ）の数字は、内書きで永住外国人の人数

議案第 95 号 市民投票の請求を行うに必要な投票資格を有する者の連署者数について

令和 4 年 12 月 1 日現在の上越市市民投票条例（平成 21 年条例第 5 号）第 7 条第 1 項の規定による投票資格者名簿登録者数が確定したことにより、上越市自治基本条例（平成 20 年条例第 3 号）第 39 条第 2 項及び第 7 項に規定する市民投票の実施を請求するに必要な連署者数を次のとおりとする。

1	投票資格者名簿登録者数	158,114 人
2	投票資格を有する者の総数 50 分の 1 の数	3,163 人
3	投票資格を有する者の総数 4 分の 1 の数	39,529 人

(12 月 1 日告示予定)

<参考>

請 求 別	根 拠 条 文	連 署 者 数
市長に対して市民投票の実施を請求することができる総数	上越市自治基本条例第 39 条第 2 項	50 分の 1
市長が速やかに市民投票を実施しなければならない総数	上越市自治基本条例第 39 条第 7 項	4 分の 1

協議 1 令和 4 年度明るい選挙啓発ポスター・標語コンクール入賞者表彰式について

今年度の明るい選挙啓発ポスター作品の中央審査結果及び県審査結果について、新潟県選挙管理委員会委員長から通知されたことから、明るい選挙啓発ポスター・標語コンクール入賞者表彰式を次のとおり実施してよいか協議する。

- 1 中央審査結果及び県審査結果 別紙 1 のとおり

- 2 明るい選挙啓発ポスター・標語コンクール入賞者表彰式
 - (1) 日 時 令和 4 年 12 月 24 日 (土) 午前 10 時～
 - (2) 会 場 ミュゼ雪小町 ギャラリー
 - (3) 入 賞 者 別紙 2 のとおり

- 3 作品巡回展 別紙 3 のとおり

報告 1 令和 4 年度新潟県内市選挙管理委員会連合会職員研修会の出席について

今年度の新潟県内市選挙管理委員会連合会職員研修会が次のとおり開催され、出席することを報告する。

- 1 日 時 令和 4 年 12 月 26 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分

- 2 会 場 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室 (長岡市)

- 3 出席者 町田主任

- 4 内 容
 - ・令和 5 年度県内市選管連合会特別事業の討議
 - ・令和 4 年度法改正要望事項の討議
 - ・各市提出議題の討議及び研修

報告 2 令和 4 年度（第 28 回）新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議の書面開催について

今年度の新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議は、集合形式ではなく、書面による議題審議のみ行われることを報告する。

報告 3 令和 4 年第 6 回（12 月）上越市議会定例会の審議日程等について

本定例会の審議日程等について、次のとおり報告する。

1 審議日程

別紙 4 のとおり

2 関係案件

令和 4 年度上越市一般会計補正予算について

・債務負担行為補正（増額変更） 別紙 5 のとおり

報告 4 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行について

国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、分離記号式投票による在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行うことを目的として、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）が改正されたことを報告する。

1 在外国民審査制度の創設等の概要

別紙 6 のとおり

報告 5 専決処分した内容について

上越市選挙管理委員会専決規程（平成 24 年上越市選挙管理委員会規程第 2 号）第 2 条第 6 号の規定により専決処分した内容について、上越市選挙管理委員会規程（昭和 46 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 告 示

告示番号	告示日	件 名
73	令和4年11月24日	令和 4 年第 23 回（12 月）上越市選挙管理委員会定例会の開催について